

シーモールインターネットサービス契約約款

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第31条第5項の規定に基づきこのシーモールインターネットサービス契約約款(以下「この約款」といいます。)を定め、これによりシーモールインターネットサービスを提供します。

2 シーモールインターネットサービスの取り扱いに関しては、外国の法令、国内外の電気通信事業者等が定める契約約款等により制限されることがあります。

(約款の変更)

第2条 当社は、契約者の承諾を得ることなくこの約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のシーモールインターネットサービス契約約款によります。

(協議)

第3条 この約款に記載のない事項でシーモールインターネットサービスの提供の上で必要な細目事項については、契約者と当社との協議によって定めます。

(用語の定義)

第4条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2. 電気通信回線	電気通信設備たる回線
3. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること
4. シーモールインターネットサービス	この約款に基づき当社が契約者に提供する電気通信サービスであって、接続専用線または利用者回線を介してファイル転送、電子メール等を提供するもの
5. シーモールインターネット設備	シーモールインターネットサービスを提供するための電気通信設備
6. シーモールインターネットサービス契約	当社からシーモールインターネットサービスの提供を受けるための契約
7. 契約者	当社とシーモールインターネットサービス契約を締結している者
8. 接続専用線	シーモールインターネットサービスの提供にあたって、当社が、第一種電気通信事業者(事業法第9条第1項の許可を受けた者をいいます。以下同じとします。)から専用サービスを受けて契約者に提供する電気通信回線
9. 公衆回線	契約者がシーモールインターネットサービスの利用にあたって、第一種電気通信事業者から電話サービス契約約款に基づいて提供される電気通信回線
10. INS64	契約者がシーモールインターネットサービスの利用にあたって、西日本電信電話株式会社から総合デジタル通信サービス契約約款に基づいて第1種総合デジタル通信サービスにより提供される電気通信回線
11. 利用者回線	公衆回線または INS64

12. アクセスポイント	接続専用線等を収容するためのシーモールインターネット設備が設置されている当社の事業所
13. 回線接続装置	変復調装置、回線終端装置およびこれら装置に付随する機器または類似する機器であって、当社がシーモールインターネットサービス契約時に定めるもの
14. 端末設備	接続専用線の一端または利用者回線に接続される電気通信設備(回線接続装置を除きます。)であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域を含みます。)または同一の建物内であるもの
15. 端末設備等	端末設備および回線接続装置
16. 自営電気通信設備	第一種電気通信事業者および当社以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備等以外のもの
17. ドメイン名	日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)によって割り当てられる組織を示す名前
18. IPアドレス	インターネットプロトコルとして定められているアドレス
19. 識別符号	端末型ダイヤルアップ IP 接続サービスにおいて、契約者を識別するために作成される英字、数字および記号等の組合せ。ユーザー ID およびパスワード

第2章 サービスの種類および提供区域

(シーモールインターネットサービスの種類)

第5条 シーモールインターネットサービスには、次の種類があります。

種類	内容
端末型ダイヤルアップ IP 接続サービス	当社のアクセスポイントに契約者共用の接続ポートを設置し、利用者回線を介して契約者のひとつの端末設備に対し提供するインターネットプロトコルのシーモールインターネットサービス
個人向け端末型ダイヤルアップ IP 接続サービス	当社のアクセスポイントに契約者共用の接続ポートを設置し、利用者回線を介して契約者(クレジットカードにより料金等の支払を行う契約者に限ります。)のひとつの端末設備に対し提供するインターネットプロトコルの個人向けシーモールインターネットサービス
備考	当社は、契約者の要望その他の事由により上記の種類以外のものを提供することがあります

(提供区域)

第6条 シーモールインターネットサービスの提供区域は、日本全国とします。

第3章 契約

(契約申込の方法)

第7条 シーモールインターネットサービス契約をする場合には、次に掲げる事項について記載した当社所定の申込書を当社に提出していただきます。

- (1) シーモールインターネットサービス契約申込者の氏名(商号)住所
- (2) シーモールインターネットサービスの種類および品目
- (3) 契約者の端末設備等(以下「契約者端末設備等」といいます。)の設置場所
- (4) 利用開始希望年月日
- (5) その他シーモールインターネットサービスの内容を特定するために必要な事項

(契約申込の承諾)

第8条 シーモールインターネットサービス契約は、前条のシーモ

ルインターネットサービス契約の申込に対し、当社が承諾したときに成立します。

2 当社は、端末型ダイヤルアップIP接続サービスまたは個人向け端末型ダイヤルアップIP接続サービス契約が成立したときは、ユーザーIDおよびパスワードを記載した当社所定の書面をすみやかに契約者に送付します。

3 当社は、次の場合には、シーモールインターネットサービス契約の申込を承諾しないことがあります。

(1) シーモールインターネットサービス契約の申込をした者が、シーモールインターネットサービスに関する料金、消費税額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定に基づき課税される消費税（以下「消費税」といいます。）の額に相当する額をいいます。以下同じとします。）その他の債務（以下「料金等」といいます。）の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(2) 第一種電気通信事業者の事由により、回線の提供が受けられないとき。

(3) 個人向け端末型ダイヤルアップIP接続サービスの契約の申込をした者が、指定したクレジットカードの名義人と異なるとき。

(4) 個人向け端末型ダイヤルアップIP接続サービス契約の申込をした者が、料金等の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジット会社からクレジット利用契約の解除、脱会その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていないとき。

(5) 前各号に定めるほか、そのシーモールインターネットサービス契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（契約事項の変更）

第9条 シーモールインターネットサービス契約の契約事項のうち、シーモールインターネットサービスの種類の変更を希望する場合は、シーモールインターネットサービス契約をいったん解除し、新たにシーモールインターネットサービス契約の申込をしていただきます。

第4章 権利の譲渡および承継等

（権利の譲渡）

第10条 契約者は、シーモールインターネットサービスの提供を受ける権利を譲渡することができません。

（契約者の地位の承継）

第11条 相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて承継の日から30日以内に当社に届け出ていただきます。

2 前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更した場合も同様とします。

3 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうち1人を代表者として取り扱います。

（契約者の氏名等の変更の届出）

第12条 契約者は、その氏名（商号）または住所に変更があったときは、すみやかにその旨を当社所定の書面により当社に届出ていただきます。

2 前項の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

第5章 利用停止および契約の解除

（利用停止）

第13条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6ヶ月以内で当社が定める期間（ただし、シーモールインターネットサー

ビス契約者がシーモールインターネットサービスの料金等を支払わないときは、その料金等が支払われるまでの間）そのシーモールインターネットサービスの利用を停止することがあります。

(1) シーモールインターネットサービス契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明したとき。

(2) シーモールインターネットサービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。

(3) 料金等の支払に使用するクレジットカードを発行したクレジット会社からクレジット利用契約の解除、脱会その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。

(4) 第33条（通信利用の制限）および第35条（契約者の義務）に違反したとき。

(5) その他このシーモールインターネットサービス契約約款に違反したとき。

2 当社は、前項の規定によりシーモールインターネットサービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

（当社が行う契約の解除）

第14条 当社は、前条の規定によりシーモールインターネットサービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのシーモールインターネットサービス契約を解除することがあります。

2 当社は、契約者が前条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に得に著しい支障をおよぼすと認められたときは、前条の規定にかかわらず、シーモールインターネットサービス契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、そのシーモールインターネットサービス契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。

（契約者が行う解除）

第15条 契約者は、シーモールインターネットサービス契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の1ヶ月前までに、当社所定の書面によりその旨を当社に通知していただきます。

第6章 端末設備等

（利用者回線の契約者端末設備等）

第16条 契約者は、端末型ダイヤルアップIP接続サービスまたは個人向け端末型ダイヤルアップIP接続サービスを利用するために利用者回線に接続される契約者端末設備等の名称その他の契約者端末設備等を特定するための事項について記載した当社所定の書面をあらかじめ当社に届け出ていただきます。これを変更する場合も同様とします。

2 当社は、前項の契約者端末設備等について、その契約者端末設備等が当社が別に定める技術的事項等に適合しない場合を除き、その設置を承認します。

第7章 料金等

（料金等）

第17条 当社が提供するシーモールインターネットサービスの料金の体系は、次のとおりとします。

(1) 初期費用

(2) 月額料金

(3) 通信料金

(4) 工事費用

（初期費用および工事費用）

第18条 契約者は、当社にシーモールインターネットサービス契約の申込（契約変更の申込を含みます。）または工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、当社に初期費用または工事費用の支

払を要します。

(月額料金)

第19条 契約者は、シーモールインターネットサービス契約に基づいて、当社がシーモールインターネットサービスの提供を開始した日の翌日から起算して、そのシーモールインターネットサービス契約の解除があった日までの期間(シーモールインターネットサービスの提供開始した日と解除があった日が同一である場合には、その日)について、月額料金の支払を要します。

2 前項の期間において、当社のシーモールインターネットサービスを利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払は、次によります。

(1) 第13条(利用停止)の規定により利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払を要します。

(2) 契約者の責によらない理由により、そのシーモールインターネットサービスを全く利用できない状態(そのシーモールインターネットサービスによる全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できないと同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。)が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻後の全く利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)に対応する当該シーモールインターネットサービスに係る月額料金の支払を要しません。

3 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割りします。

(1) 暦月の末日以外の日にシーモールインターネットサービスの提供を開始したとき。

(2) 暦月の末日以外の日にシーモールインターネットサービス契約の解除があったとき。

(3) シーモールインターネットサービスの提供を開始した日にそのシーモールインターネットサービス契約の解除があったとき。

(4) 暦月の末日以外の日にシーモールインターネットサービスの品目の変更等により、月額料金の額が増加または減少したとき(この場合、増加または減少後の月額料金は、その増加または減少のあった日の翌日から適用します。)

4 前項の規定による月額料金の日割は、暦日数により行いません。

(通信料金)

第20条 契約者は、端末型ダイヤルアップIP接続サービスまたは個人向け端末型ダイヤルアップIP接続サービスを利用して行った通信(その契約者以外の者が行ったものを含みます。)について、月額基本料に含まれる利用時間を超える部分につき、当社所定の機器により測定した利用実績に基づいて算定した料金(以下「通信料金」といいます。)の支払を要します。

2 契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、算定できなかった期間の利用実績は無いものとします。

(料金の計算方法)

第21条 当社は、契約者がシーモールインターネットサービス契約に基づき支払う料金のうち、月額料金は暦月、通信料金は料金月(1の暦月の起算日(当社がシーモールインターネットサービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)に従って計算します。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の起算日を変更することがあります。

(料金等の支払)

第22条 契約者は、料金等について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関において支払っていただきます。

2 契約者は、前項に定めるほか、料金等について当社が指定する方法により、契約者の預金口座からの口座振替払を行うことができます。

3 個人向け端末型ダイヤルアップIP接続サービスに係る料金

等は、当該クレジット会社の規約において定められた振替日に契約者指定の預金口座から引き落とされるものとします。

(割増金)

第23条 契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額の割増金に、これに対応する消費税額を加算した額を支払っていただきます。

(延滞利息)

第24条 契約者は、料金等(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

(消費税の取扱い)

第25条 契約者は、シーモールインターネットサービスの提供にかかる消費税を負担していただくものとし、当社が別途算出する消費税額を支払っていただきます。

(端数処理)

第26条 当社は、消費税額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

2 当社は、前項に定める場合を除き料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の返却)

第27条 当社は、初期費用、月額料金、通信料金、工事費用等の料金は、解約時にも返却しません。

第8章 損害賠償

(損害賠償)

第28条 当社は、シーモールインターネットサービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのシーモールインターネットサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害の賠償請求に応じます。

2 前項の場合における損害賠償の範囲は、当該契約者に現実発生した通常損害とし、シーモールインターネットサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である場合に限ります。)に対応する当該シーモールインターネットサービスに係る月額料金に相当する額に、これに対応する消費税額を加算した額の範囲内かつ、その総額は、1ヶ月相当額に、これに対応する消費税額を加算した額を限度とします。

3 当社は、第一種電気通信事業者の責に帰すべき理由により、シーモールインターネットサービスの提供ができなかった場合、当社がその第一種電気通信事業者から受領する損害賠償額をシーモールインターネットサービスが利用できなかった契約者全員に対する損害賠償の限度額として、かつ、契約者に現実発生した通常損害に限り損害請求に応じます。

4 第1項の場合において、当社の故意または重大な過失によりシーモールインターネットサービスの提供をしなかったときは、第2項の規定は適用しません。

5 天災、事変その他の不可抗力により、シーモールインターネットサービスを提供できなかったときは、当社は、一切その責を負わないものとします。

(免責)

第29条 当社は前条の場合を除き、契約者がシーモールインターネットサービスの利用に関して被った損害(その原因の如何を問いません。)について、その損害を賠償する責を負いません。

第9章 保守

(当社の維持責任)

第30条 当社は、シーモールインターネットサービス用設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

(利用中止)

第31条 当社は、次の場合には、シーモールインターネットサービスの利用を中止していただくことがあります。

- (1) 当社のシーモールインターネット設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
- (2) 第33条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。
- (3) 第一種電気通信事業者が電気通信サービスを中止したとき。

2 当社は、前項の規定によりシーモールインターネットサービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合には、この限りではありません。

(シーモールインターネット設備の修理または復旧)

第32条 契約者は、契約者端末設備等または自営電気通信設備等(当社が別に定めるところにより当社と保守契約を締結している契約者端末設備等または自営電気通信設備等を除きます。以下この条において同じとします。)が利用者回線に接続されている場合であつて、シーモールインターネットサービスを利用することができなくなったときは、その契約者端末設備等または自営電気通信設備等に故障がないことを確認のうえ、その旨を当社に通知していただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があつたときは、当社は、アクセスポイントにおいて当社が別に定める方法により試験を行いその結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験によりシーモールインターネット設備に故障がないと判断した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が契約者端末設備等または自営電気通信設備等にあつたときは、契約者にその派遣に要した費用の額に、これに対応する消費税額を加算した額を負担していただきます。

4 当社は、シーモールインターネット設備に障害が生じたまたはそのシーモールインターネット設備が滅失したことを知ったときは、すみやかにそのシーモールインターネット設備を修理または復旧します。この場合において、その全部を修理または復旧できないときは、第33条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、公共性の高い順位に従って修理または復旧します。

(通信利用の制限)

第33条 当社は、事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、通信の利用を中止する措置をとることがあります。

第10章 雑則

(秘密保持)

第34条 契約者および当社は、シーモールインターネットサービス契約の履行に関し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らしてはならないものとします。

(契約者の業務)

第35条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) シーモールインターネット設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはそのシーモールインターネット設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、または契約者端末設備もしくは自営電気通信設備等の接続もしくは

保守のために必要があるときはこの限りではありません。

(2) 故意に利用者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 当社が提供するサービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様においてシーモールインターネットサービスの利用を行わないこと。

(4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、そのシーモールインターネットサービス設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(5) シーモールインターネット設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(6) 識別符号を善良な管理者の注意をもって管理すること。

2 契約者は、シーモールインターネットサービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとします。

(1) シーモールインターネットサービスにより利用しうる情報を改ざんする行為。

(2) 有害なコンピュータプログラム等を送信または書き込む行為。

(3) 他の契約者あるいは第三者の著作権その他の知的財産権を侵害するまたは侵害するおそれのある行為。

(4) 他の契約者あるいは第三者の誹謗または中傷したり名誉を傷つけるような行為。

(5) 他の契約者あるいは第三者の財産、プライバシーを侵害するまたは侵害するおそれのある行為。

(6) 選挙運動、選挙の事前運動およびこれに類似する行為。

(7) 公序良俗に反する内容の情報、文章および図形等を他人に公開する行為。

(8) 売名行為。

(9) その他、法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。

3 当社は、前項各号に掲げる内容の情報その他当社がシーモールインターネットサービスの運営上不適当と判断した情報について削除する権利を留保するものとします。

4 契約者は、第1項の規定に違反してシーモールインターネット設備を亡失または毀損したときは、その補充、修繕その他工事等に必要な費用を支払っていただきます。

5 契約者は、利用者回線または識別符号を契約者以外の者に使用させる場合は、前3項のほか次のことを守っていただきます。

(1) 契約者は、前3項の規定の適用については、その利用者回線または識別符号を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。

(2) 契約者は、料金等について、その利用者回線または識別符号を使用する者の使用によるものについても、当社に対して責任を負うこと。

6 契約者が国内外の他のネットワークを経由して通信を行う場合、契約者は経由するすべての国の法令等、通信業者の約款等およびすべてのネットワークの規則に従うものとします。特に研究ネットワークは、営利目的として使用しないものとします。

(情報の管理)

第36条 契約者は、シーモールインターネットサービスを使用して受信し、または送信する情報については、シーモールインターネットサービス設備の故障による消失を防止するための措置をとるものとします。

(権利侵害の防止)

第37条 契約者は、シーモールインターネットサービスから得た情報(文章、写真、イラスト、CG、ソフトウェアなど)を公開する場合は、著作権者および当社の事前承諾が必要です。第三者の著作権、その他の権利を侵害しないものとします。

(技術的事項)

第38条 シーモールインターネットサービスにおける基本的な技術的事項は、別表-1のとおりとします。

附則

この約款は平成8年9月16日から実施します。

別表 - 1 シーモールインターネットサービスの基本的な技術的事項

1. 物理的条件、相互接続回線および電気的特性の条件
2. 基本的な通信手順の種類

回線種類	物理的条件	相互接続回線	電気的特性
公衆回線	25 ピンコネクタ (I S O 標準 IS2110 準拠)	ITU_T 勧告 V.24 準拠	ITU_T 勧告 V.28 準拠
INS64	8 ピンコネクタ (I S O 標準 IS8877 準拠)	TTC 標準 JT-1430 準拠	

通信手順の種類
TCP/IP

株式会社 シーモールシステムセンター